

## 筑波大学 研究データポリシー

### (前文／基本方針)

1. 筑波大学は、「基礎及び応用諸科学について、国内外の教育・研究機関及び社会との自由、かつ、緊密なる交流関係を深め、学際的な協力の実をあげながら、教育・研究を行い、もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与することを目的」とし、「あらゆる意味において、国内的にも国際的にも開かれた大学であることをその基本的性格とする」ことを建学の理念として掲げている。本学は、研究データの適切な管理、公開及び利活用を推進することにより本学の理念を実践し、研究成果の価値を高め、学術研究の持続的発展に資することを目的として、研究データポリシーを以下のように定める。

### (研究データの定義)

2. 「研究データ」とは、研究活動を通じて収集・生成された情報を指し、その媒体を問わない。

### (研究データの管理)

3. 研究者は、それぞれの研究データの特性を踏まえた上で、倫理上の要請と関係諸法令、本学の諸規程及び契約等に従って、研究データを適切な管理状態に置く責務を有する。

### (研究データの利活用)

4. 研究者は、前項を踏まえ、特段の定めがある場合を除き、研究データを可能な限り社会に公開してその利活用を促進する。

### (大学の責務)

5. 本学は、研究データの管理、公開及び利活用の環境を整える。

### (免責)

6. 本学は、利用者が研究データを用いて行う行為に伴って生じる一切の不利益等に対して、いかなる責任も負わないものとする。

### (その他)

7. 本ポリシーは社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

## 筑波大学 研究データポリシー解説・補足

本解説は、「筑波大学 研究データポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の1～7の各項目について、用語の意味や背景等について解説するものである。

### 1.（前文／基本方針）

筑波大学は、「基礎及び応用諸科学について、国内外の教育・研究機関及び社会との自由、かつ、緊密なる交流関係を深め、学際的な協力の実をあげながら、教育・研究を行い、もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与することを目的」とし、「あらゆる意味において、国内的にも国際的にも開かれた大学であることをその基本的性格とする」ことを建学の理念として掲げている。本学は、研究データの適切な管理、公開及び利活用を推進することにより本学の理念を実践し、研究成果の価値を高め、学術研究の持続的発展に資することを目的として、研究データポリシーを以下のように定める。

筑波大学 研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、研究データを含む研究成果を広く共有することで新たな価値を創造しようとする近年のオープンサイエンスの潮流に沿い、筑波大学建学の理念に基づき策定するものである。筑波大学オープンアクセス方針等先行する諸規程を踏まえ、研究公正やオープンサイエンスの観点、すなわち学術情報の共有、資金配分機関からの要求、研究再現性の確保等から求められる機関内の研究データ管理体制を定める。

なお、本ポリシーは研究データについて基本的な取り扱いの方針を示すものである。本学の研究分野は多様であり、部局等により状況も異なることから、各部局等では本ポリシーを踏まえた上で、それぞれの研究分野等の状況に応じた具体的な取り扱いを定めることができる。

### 2.（研究データの定義）

「研究データ」とは、研究活動を通じて収集・生成された情報を指し、その媒体を問わない。

研究データとは、研究活動の過程において生じる、又は取り扱うあらゆるデータをいう。デジタルか否かは問わず、収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。論文出版時に公開を求められる「根拠データ」は、論旨の根拠として必要な範囲に限定されるが、研究データ管理において考慮しなければならない範囲はより広範である。

研究活動で取り扱うデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査

データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」等がある。

本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者等が、共同研究等、本学における学術活動を通して収集した又は生成したデータも含まれる。ただし、学外者が単に本学の共用機器・施設等を利用して生成したデータ等についてはこの限りではない。また、研究者が以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

### 3. (研究データの管理)

研究者は、それぞれの研究データの特性を踏まえた上で、倫理上の要請と関係諸法令、本学の諸規程及び契約等に従って、研究データを適切な管理状態に置く責務を有する。

本ポリシーが対象とする「研究者」とは、役員、教職員及び学生等を問わず、本学において前項に定める研究データを取り扱い、研究活動を行う全ての者を指す。

研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究データに関わる一連の活動全般を指す。

研究データを収集又は生成した者は、原則として、その管理、公開及び利活用について決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。

ただし、その決定は、法令及び本学の規程、資金配分機関や共同研究者等と交わした取り決め上許される範囲にとどまらねばならない。また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合、例えば、データに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合には、それらを害してはならない。

研究データ管理の取り組みは研究成果の散逸を防止するものでもあり、中長期の安定した管理には大学が組織として関与していく必要がある。

### 4. (研究データの利活用)

研究者は、前項を踏まえ、特段の定めがある場合を除き、研究データを可能な限り社会に公開してその利活用を促進する。

研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることを指すが、前項に示した制約等を踏まえ、オープン・アンド・クローズ戦略(※1)を十分に検討の上、適切に公開の段階を設定することが必要である。公開の段階は大別すると公開、限定公開(アクセスを認めた第三者に限り提供)、非公開(研究プロジェクト内の認められた者に限り提供)となる。

なお、公的研究資金による研究データの中には、公開等になじまない性格のも

のも含まれているため、特別な配慮（例えば、個人情報を含むデータについては、前提としてデータ提供者の同意が必要であることに加え、個人の特定につながる情報の排除等データ加工の必要がある）を行った上で公開する。以下、公開を制限すべきデータについて例示する。（※2）

○非公開とすべきデータの例（研究プロジェクト内の認められた者に限り提供）

- ・機密保持、企業秘密、国益及び国家安全保障に関わるデータ
- ・研究成果の商用化・産業化を目的として収集されたデータ
- ・民間企業が保有するデータ
- ・共同研究契約等で研究成果の公開に制限があるデータ

○公開を制限すべきデータの例（アクセスを認めた第三者に限り提供）

- ・個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ
- ・財産的価値の観点から保護が必要なデータ
- ・研究競争の優位性を担保するために保護が必要なデータ

また、公開の段階とデータの特性に応じた公開手段も用意しなければならない。

研究データの利活用の促進にあたっては、研究データからより多くの知的効果等が生み出されるよう、研究データのメタデータを作成して研究データの検索性や研究の再現確認性を高め、再利用を容易にすることが必要である。

どのような研究データを、どのような区分で管理・保管・利活用を推進していくかは、前項を踏まえデータの特性から研究者が区分する。

※1 他者と共有し、利活用を促進すべきもの（オープン）と様々な理由から秘匿し、保護すべきもの（クローズ）とに戦略的に分別して扱うこと。

（文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会情報委員会 オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会 オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）を参考）

※2 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会第8期学術情報委員会（第8回）

配付資料

資料3 学術情報のオープン化に係る研究データの公開等について（案）を参考

## 5. (大学の責務)

本学は、研究データの管理、公開及び利活用の環境を整える。

本学は、研究者等が収集または生成した研究データを、適切に管理・保存・公開して利活用できるように、以下の支援等ならびに研究データ管理・保存・公開の環境を整備し、研究者による研究データ管理に対して広範な支援と啓発を行う。

- (1) 研究データ管理の導入目的の明確化
- (2) 研究データ管理の仕組みの検討と構築、運用
- (3) 研究データ管理のためのデジタルプラットフォームの整備と提供
- (4) 大学内外への研究データ管理の仕組みの周知と利用促進

## 6. (免責)

本学は、利用者が研究データを用いて行う行為に伴って生じる一切の不利益等に対して、いかなる責任も負わないものとする。

本学は、利用者が公開されたデータを使用したことに伴う不利益についていかなる責任も負わないことを明示したものである。

## 7. (その他)

本ポリシーは社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

データの管理・公開・利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図ることが必要であることを明示した。

## 研究データポリシー策定の背景

### 1. 研究データの管理・共有・公開への国際的な関心の高まり

- 2013年6月 G8サミットでのオープンデータ憲章に対する合意の締結  
国際社会が共同でオープンデータの推進に取り組んでいく方向性が示される。
- 2014年 「FAIR原則」の提案  
研究データ公開の適切な実施方法を示したもの。共有のための原則を4つ (Findable, Accessible, Interoperable, Reusable) に整理した。
- 2016年5月 G7科学技術大臣会合「つくばコミュニケ」共同声明  
オープンデータ・オープンサイエンスを推進する実際の方針に言及  
⋮
- 2023年5月 G7仙台科学技術大臣会合 共同声明  
FAIR原則に沿って、科学的知識並びに研究データ及び学術出版物を含む公的資金による研究成果の公平な普及によるオープンサイエンスの拡大のために協力することを確認

### 2. 我が国における状況

- 2016年1月 「第5期科学技術基本計画」の策定  
オープンイノベーションの重要な基盤としても注目されているオープンサイエンス推進のために、国が資金配分機関、大学等の研究機関と連携して、公的資金による研究成果の利活用を可能な限り拡大する。具体的には、学術論文および研究データのオープン化（公開）を進める。ただし、研究データについては、分野により保存と共有方法が異なることを念頭に置いた上で可能な範囲で公開する。また、公開されたデータであっても、そのアクセスや利用には、個人のプライバシー保護、財産的価値のある成果物の保護の観点から一定の制限を設けることとする。
- 2020年1月 RU11が「研究データの権利に関するソルボンヌ宣言」に署名  
世界の研究型大学8団体とともにRU11が署名。ここでは、大学が自らの研究データを共有する意思があることを強く確認するとともに、各国政府に対し、データ共有のための明確な法的枠組みの導入やリソースの提供等を求めている。
- 2021年3月 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」の策定  
研究データの管理・利活用の推進のために、次の具体的な数値目標が示される。
  - ① 機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年末までに、データポリシーの策定率が100%になる
  - ② 公募型の研究資金の新規公募分において、2023年度末までに、データマネジメントプラン (DMP) 及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの

導入率が 100%になる

- 2023 年 6 月 「統合イノベーション戦略 2023」の策定  
我が国の競争的研究費制度における 2025 年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する。
- 2023 年 10 月 「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」  
総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)有識者議員懇談会による政策とりまとめ。我が国の競争的研究費制度における 2025 年度新規公募分から、学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度によって生み出された査読付き学術論文及び当該学術論文の根拠データを即時オープンアクセスとするべきである。各機関が持つ機関リポジトリ等の情報基盤をプラットフォームとして公開を実現する。